

# 万一の事故に備えてヘルメットを着用し、 自転車保険に加入しましょう！

ひろしまけん  
交通指導員だより

## ■ヘルメット着用

- ルール・マナーを守っていても、事故に遭う可能性があります。重傷事故を防ぐために、大人も子供もヘルメットを着用しましょう。
- 改正道路交通法（令和5年4月1日施行）では、自転車利用者のヘルメット着用の努力義務が規定されました。

## ■自転車保険の加入等

- 自転車事故に係る高額賠償請求事例が発生しています。万一の備えとして、自転車保険に加入しましょう。
- 「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定により令和5年4月1日から自転車損害賠償保険等への加入の義務が規定されました。
- なお、同条例では、令和4年10月6日から自転車の点検整備や幼児用座席でのヘルメット及びシートベルトの着用等の努力義務が規定されています。

2023.3  
第57号

発行：  
広島県環境県民局  
県民活動課  
(交通安全対策室)

## 5月は「自転車マナーアップ強化月間」です！

### 「自転車マナーアップ強化月間」とは？

- ・5月は、自転車活用推進法により自転車月間とされています。
- ・本県では、自転車月間にあわせ、平成22年から毎年5月を「自転車マナーアップ強化月間」とし、街頭啓発キャンペーンの開催等によって、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を呼び掛けています。

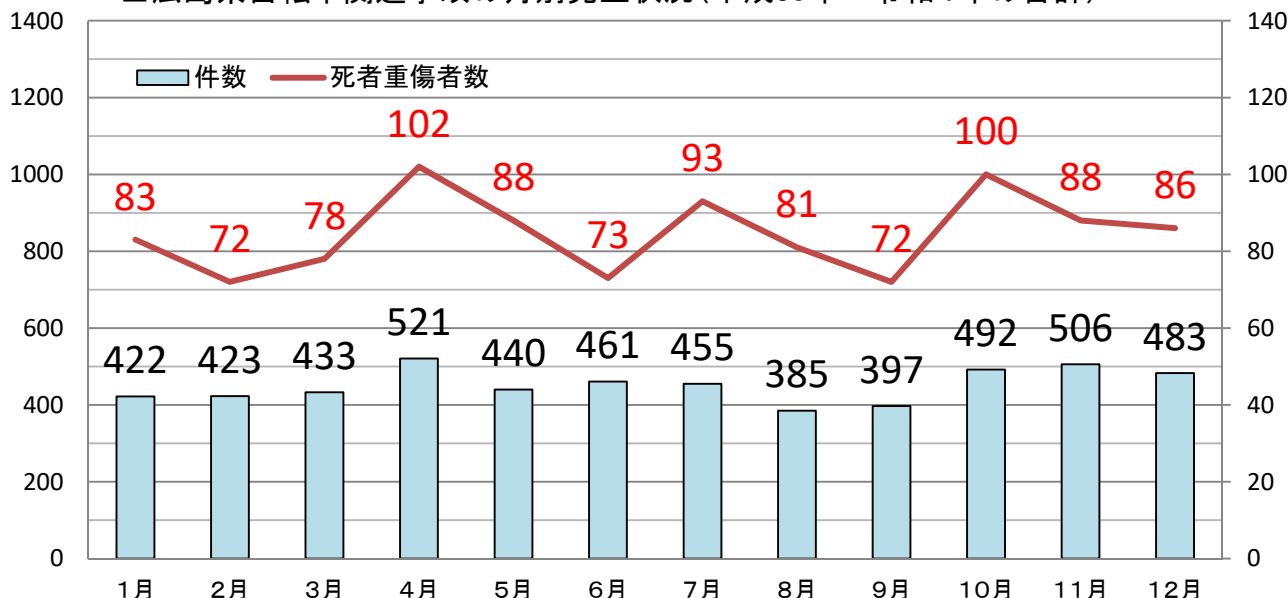
2023年  
広島県交通安全  
年間スローガン

「運転は ゆとりと  
マナーの 二刀流」

## 令和5年度「自転車マナーアップ強化月間」スローガン

### 「自転車も 車社会の 責任者」

■広島県自転車関連事故の月別発生状況(平成30年～令和4年の合計)



# 春の全国交通安全運動

## ◇実施期間

令和5年5月11日(木)～20日(土)

## ◇スローガン

運動は ゆとりとマナーの 『二刀流』

## ◇運動の重点

1 〓ことも始めとする歩行者の安全の確保  
歩行者も交通ルールを遵守するとともに、自らの安全を守るための行動をとるようにしましょう

2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上  
思いやりのある運転で交通事故を未然に防ぎましょう

3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底  
自転車安全利用五則を守りましょう

## ◇交通事故死ゼロを目指す日

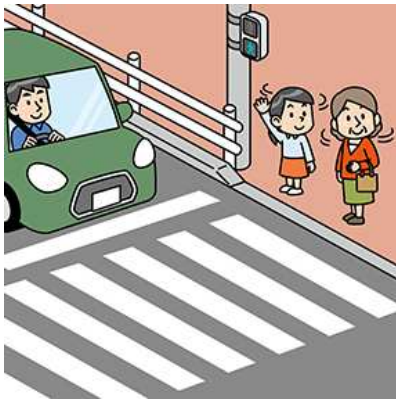
令和5年5月20日(土)

〓県民一人一人が交通安全意識を高め、  
交通死亡事故ゼロを目指す日です。〓

## ◇春の全国交通安全運動開始式

令和5年5月11日(木)午後2時15分から  
県庁正面1階ロビーで実施します。

主催者あいさつの後、交通安全自動車パトロールに出動します。



## 改定した自転車安全利用五則を守りましょう!

■自転車安全利用五則(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

### ① 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先 ※罰則:3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金

### ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

※罰則:3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金等

### ③ 夜間はライトを点灯 ※罰則:5万円以下の罰金

### ④ 飲酒運転は禁止 ※罰則:5年以下の懲役または100万円以下の罰金

### ⑤ ヘルメットを着用(ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています。)

危険な「ながら運転」はやめましょう!

※罰則:5万円以下の罰金

【傘さし運転】

【スマホ等使用運転】

【イヤホン等使用運転】